

# 田辺市コンベンション誘致促進事業費補助金交付事業について

田辺市内においてコンベンション（大会、学会、会議及びスポーツ大会又はこれらに準ずるもの）等の開催を推進するため、コンベンションの主催者に補助金を交付します。

## 補助金交付要件

次のいずれにも該当するコンベンションが対象となります。

- ① 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に市内で開催されるコンベンションであること。
- ② 県外からの参加者の数が3分の2以上であること
- ③ コンベンション参加のために市内宿泊施設に宿泊する延べ宿泊者数が100人以上であること。  
\*主催者及びコンベンションの性質や目的によっては補助対象外となることがあります。  
\*田辺スポーツパーク内宿泊施設への宿泊者は延べ宿泊者数に含みません。

## 補助金対象経費

次に掲げるコンベンション開催に要する経費が対象となります

対象経費	内容
会場経費	会場借上料
会場設営費	機材経費、電気製品（放送設備、画像上映設備等）使用料、 バス借上料（宿泊施設～会場間）
制作費	看板制作費
印刷製本費	ポスター・パンフレット・プログラム・資料の印刷経費
講師に係る経費	講師の謝礼、旅費

## 補助金額 1コンベンションあたり 50,000円～300,000円まで

市内宿泊施設の延べ宿泊者数	補助金額（上限額）
100～199人	50,000円
200～299人	100,000円
300～499人	200,000円
500人～	300,000円

## 補助金交付までの事務的な流れ

補助金交付申請書(様式第1号)を田辺市観光振興課(以下「観光振興課」という。)へ提出(申請)

### 添付書類

- ・プログラム等、コンベンションの内容がわかるもの
- ・収支予算書(または様式第2号)
- ・対象経費の内訳書(または様式第3号)

### 【要綱・交付申請】

田辺市観光振興課HPよりダウンロードしてください。

[https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/shokokanko/2/1\\_2/1400.html](https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/shokokanko/2/1_2/1400.html)

観光振興課で申請を受け内容を審査し、適当と認めるとき

交付決定通知書(様式第4号)によりコンベンション主催者へ通知

コンベンション主催者は交付決定を受けた後、コンベンションを開催

コンベンション主催者は実績報告書兼交付請求書(様式第7号)を観光振興課へ提出

### 添付書類

- ・収支決算書(または様式第8号)
- ・交付対象経費の内訳書(または様式第9号)
- ・交付対象経費に係る領収書の写し
- ・市内宿泊者の宿泊証明書(または様式第10号)
- ・コンベンションが開催されたことを証明する写真等

観光振興課で実績報告書兼交付請求書の内容を審査し、適当と認めるとき

額の確定を通知(様式第11号)するとともに、補助金を交付

お問合せ先

田辺市観光振興課

[所在地: 646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号]

TEL: 0739-26-9929 FAX: 0739-22-9903

Mail: kankou@city.tanabe.lg.jp

HP: [https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/shokokanko/2/1\\_2/1400.html](https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/shokokanko/2/1_2/1400.html)

